

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	493
○随意契約の相手方の決定 (観光政策課)	494
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○道路の供用開始 (中丹東土木事務所)	495
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	496

公 告	
○土地改良区役員の就任届 (山城広域振興局)	496
○土地改良区役員の就退任届 (〃)	〃
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	497

公 安 委 員 会

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

告 示

京都府告示第330号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成29年6月2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
所在地 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日程及び会場

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成30年 1月28日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	人 80

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成29年 11月19日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	人 50

- 第2型研修(クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)及び第2型講習(クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	平成29年12月 6日(水)	第1型研修の受講が 困難な者	人 50
受付締切日	平成30年1月 12日(金)		
レポートの 提出締切日	平成30年2月 13日(火)		

(2) 第2型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	平成29年9月 28日(木)	第1型講習の受講が 困難な者	人 30
受付締切日	平成29年11月 6日(月)		
レポートの 提出締切日	平成29年12月 5日(火)		

- 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間 1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1

6 第 2 型研修及び第 2 型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

7 受講料

- (1) 第 1 型研修及び第 2 型研修 5,000円
- (2) 第 1 型講習及び第 2 型講習 4,500円

8 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 722-2051)

京都府告示第331号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年 6 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 委託業務の内容
京都市地下鉄観光利用促進業務委託契約
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府商工労働観光部観光政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
平成29年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
京都市
京都市右京区太秦下刑部町12番地
- 5 契約金額
40,000,000円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号

京都府告示第332号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第 4 項の規定により次のとおり認可した。

平成29年 6 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
平成29年度	第 1 号	荒木 浩幸	福知山市大江町千原454	福知山市大江町常津ミセ道ノ下10の1ほか67筆
	第 2 号	農事組合法人 いわまファーム	〃 岩間973	〃 岩間高師1063
	第 3 号	農事組合法人 かわい	〃 三和町坪657	〃 三和町加用ジロケ51の1ほか11筆
	第 4 号	株式会社大門 ファーム	〃 大門1922の 1	〃 大門大畑1730の 2 ほか 4 筆
	第 5 号	有限会社かみ むとべ営農	〃 三俣コグレ572	〃 岩崎中島421ほか 2 筆

	第 6 号	井上 淳一	福知山市宮77	福知山市宮大田542ほか 2 筆
	第 7 号	秋田 勇	〃 奥野部98の 2	〃 奥野部宮ノ前944ほか 1 筆
		芦田 法賢	〃 〃 200	〃 〃 西谷1007

2 認可した日
平成29年 5 月23日



京都府告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年 6 月 2 日から平成29年 6 月16日まで縦覧に供する。

平成29年 6 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 道路の種類 府道

2 路線名 上杉和知線
3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綾部市上杉町西ヶ迫25から 綾部市上杉町中寺口69の 3 まで	平成29年 6 月 2 日

4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成29年 6 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
向日町B（う 1003-3）	向日市向日町北山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺戸町A（う 1007-2）	〃 寺戸町西野	〃	〃
寺戸町C（う 1008-3）	〃 〃 天狗塚	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所



京都府告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成29年6月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
向日町B(う 1003-3)	向日市向日町北山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺戸町A(う 1007-2)	〃 寺戸町西野	〃	〃	〃
寺戸町C(う 1008-3)	〃 〃 天狗塚	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府乙訓土木事務所

3 閲覧場所 向日市役所

公 告

瓶原土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

平成29年6月2日

京都府知事 山 田 啓 二

就任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市加茂町例幣登垣内3	吉澤 栄 治



大住土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成29年6月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京田辺市大住八小路30の1	岡 本 茂 治
〃 〃 西角91	小 田 竹 仁
〃 〃 西ノ垣内48の1	北 川 勇
〃 〃 大嘗料14	北 川 清 治
〃 〃 八河原2の1	西 村 榊 夫
〃 〃 西村11	藤 本 隆 司
〃 〃 八河原14の1	森 義 治
〃 〃 西村25	吉 村 勝
〃 松井里ケ市129	井 上 孟
〃 〃 〃 67	奥 田 侃
〃 〃 〃 45	北 川 貴 士
〃 〃 〃 93	前 川 末 治
〃 〃 〃 44	吉 岡 弘 嗣
八幡市岩田北ノ口30	澁 谷 蕙

(2) 監事

住 所	氏 名
京田辺市大住東村29・30・32合地	小 田 兆 訓

京田辺市大住八河原43	樺井岩夫
〃 〃 〃 45	橋本昇

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京田辺市大住八小路30の1	岡本茂治
〃 〃 西角91	小田竹仁
〃 〃 西ノ垣内48の1	北川 勇
〃 〃 大嘗料14	北川清治
〃 〃 八河原2の1	西村榊夫
〃 〃 西村11	藤本隆司
〃 〃 八河原14の1	森 義治
〃 〃 西村25	吉村 勝
〃 松井里ヶ市129	井上 孟
〃 〃 〃 67	奥田 侃
〃 〃 〃 45	北川 貴士
〃 〃 〃 93	前川末治
〃 〃 〃 44	吉岡弘嗣
八幡市岩田北ノ口30	澁谷 蕙

(2) 監事

住 所	氏 名
京田辺市大住東村29・30・32合地	小田 兆 訓
〃 〃 八河原43	樺井岩夫
〃 〃 〃 45	橋本 昇



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成29年6月2日

京都府知事 山田 啓二

指定番号	指 定 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第536号	平 29. 5. 22	京都府乙訓土木事務所	向日市物集女町堂ノ前15の7	m 1.0	最小 m 6.0 最大 m 6.0

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年6月2日

京都府警察本部長 坂井 孝行

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 交通管制センター総合交通状況表示板保守管理業務 一式
- イ 交通管制センター中央装置及び端末装置保守管理業務 一式
- ウ 交通信号機保守管理業務 一式
- エ 集中3可変灯火式可変標識保守管理業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

- ア (1)のアの業務
平成29年7月1日から平成32年6月30日まで
- イ (1)のイからエまでの業務
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 履行場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
 京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
 電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成29年6月2日(金)から平成29年6月12日(月)まで（日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都府警察信号機設計等業務競争入札参加資格要綱（平成21年京都府警察本部告示第21号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、平成29年度信号機設計等業務競争入札参加資格者名簿の「保守・調整」に登録されているものであること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務

平成29年6月21日（水）午前10時

(イ) 1の(1)のイの業務

平成29年6月21日（水）午前10時30分

(ウ) 1の(1)のウの業務

平成29年6月21日（水）午前11時

(エ) 1の(1)のエの業務

平成29年6月21日（水）午前11時30分

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は

認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の可否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。